相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区有楽町一丁目三番地四、最後の住所東京都武蔵野市関前二丁目二九番一四―四〇二号　被相続人　亡　渡邊　治彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所東京都新宿区新宿一丁目二六番一号　長田屋ビル五階ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区中町五丁目二二番地、最後の住所東京都世田谷区中町五丁目一二番一五号　被相続人　亡　山藤　豊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

東京都渋谷区代々木二―五―一　羽田ビル八〇二号室　新宿南法律事務所　相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市中家五四三番地、最後の住所新潟県魚沼市原虫野四三八番地四うおの園　被相続人　亡　茂野　ムツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所新潟県魚沼市井口新田四三九番地一三　相続財産管理人　和久井　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ四〇番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西出　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

石川県加賀市松が丘三丁目一六番地一二　相続財産管理人　司法書士　水井　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市三ツ屋町三七番地一、最後の住所石川県能美郡辰口町字来丸五八番地　被相続人　亡　海道　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所石川県能美市三道山町オ九二番地　相続財産管理人　司法書士　竹田　朋匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市十七条九六六番地二、最後の住所岐阜県岐阜市茜部菱野二丁目二七番地一ドミール茜四〇二号室　被相続人　亡　長記　勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

岐阜市加納新本町一丁目八番地一加藤ビル二階　相続財産管理人　司法書士　上井　政子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区上原二丁目一一三番地八、最後の住所静岡県静岡市清水区上原二丁目八番一九号　被相続人　亡　近藤　栄生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

静岡市駿河区中田本町二二番四号　相続財産管理人　司法書士　橋本　祐実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区船頭場一丁目一〇七番地、最後の住所名古屋市港区船頭場一丁目一〇七番地スペクトル船頭場六〇六号　被相続人　亡　加藤　兼人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

名古屋市中区丸の内一丁目一五番九号スガキコ第二ビル五階太田・渡辺法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中根　雄志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市栄町一一五四番地、最後の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ケ崎五番地一サンシャイン江畑Ⅱ―三〇一　被相続人　亡　瀬戸　利嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

愛知県豊橋市前田中町九番地三　中田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市氷上町下新庄三八九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山下　滋樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所京都府福知山市駅前町三二二番地三右衛門ビル二階　相続財産管理人　司法書士　井上　利博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市浜乃木一丁目一番、最後の住所島根県松江市黒田町三七〇番地グリーンヒルズ（二〇五）　被相続人　亡　足立　栄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

島根県松江市堂形町五六一―一三　たおだ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　峠田　晃宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市床波六丁目三〇五二番地、最後の住所山口県宇部市床波六丁目一八番一号　被相続人　亡　玉木　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

山口県宇部市東本町二丁目三番三号　相続財産管理人　弁護士　大﨑　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市万代町六丁目二四番地、最後の住所徳島県徳島市大原町千代ヶ丸一三三番地の七　被相続人　亡　岡野　良晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

徳島市東大工町一丁目一九番地　相続財産管理人　司法書士　小笠原哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市船木五一八四番地、最後の住所愛媛県新居浜市船木五一一番地　被相続人　亡　田鍋由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

愛媛県松山市松末一丁目一二番三五号コンフォートＭ二〇二号　相続財産管理人　宇都宮孝輔